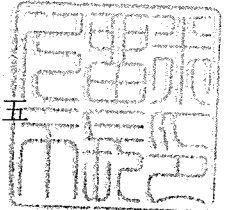


久留米市告示第 75 号

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項の規定により、久留米市長が指定する地域における規制基準を次のように定め、この告示の日から施行する。

令和 5 年 2 月 10 日

久留米市長 原口 新五



特定工場等において発生する振動に係る規制基準

時間の区分		昼間	夜間
		午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
区域の 区分	第 1 種 区 域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
	第 2 種 区 域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考

第 1 種区域：別添図面において緑色で着色した区域

第 2 種区域：別添図面において黄色で着色した区域

（別添図面は省略し、当該図面は、久留米市環境部環境保全課に備え置いて縦覧に供する。）